

社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

勧告先 : 厚生労働省
勧告日 : 平成15年7月25日
実施時期: 平成14年4月～15年7月

実施の背景事情

社会福祉法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、養護老人ホームの経営、居宅介護事業などの社会福祉事業を行うことを目的として設立。

社会福祉施設を経営する法人数、施設数、在所者数は増加

	平成4年度	平成13年度
(法人数)	約1万1,000	約1万4,000
(施設数)	約1万9,000	約4万1,000
(在所者数)	約107万	約153万

総務省は、厚生労働省に対し、平成4年6月及び9年7月、「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察」結果に基づき、管理運営体制の適正化、会計管理の改善、社会福祉施設・設備の整備に係る補助事業の適正化等について勧告。また、平成10年11月及び12年3月、「補助金等に関する行政監察」の結果に基づき、不適正交付補助金の返還、採択審査の適正化等について勧告

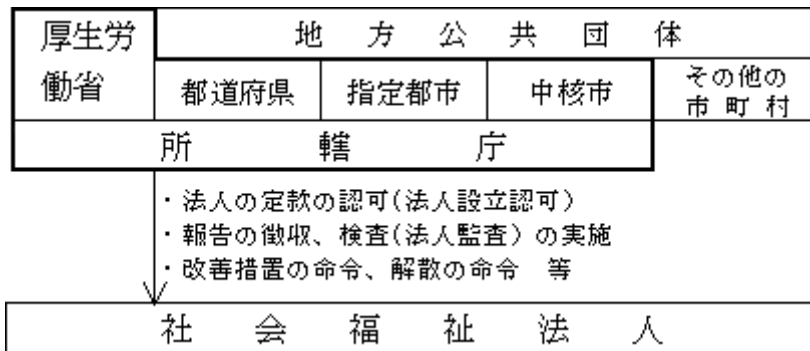
平成12年6月、社会福祉事業法(現社会福祉法)の改正に伴い、厚生労働省は、社会福祉法人審査基準(以下「法人審査基準」という。)及び社会福祉法人定款準則(以下「法人定款準則」という。)を改定、社会福祉法人会計基準(以下「法人会計基準」という。)を制定するなど、改善措置を講じてきているところであるが、社会福祉法人については、事業運営の一層の適正化等が必要

この行政評価・監視は、社会福祉法人における社会福祉事業の適正な運営を確保する観点から、社会福祉法人の運営状況及び社会福祉施設・設備の整備に係る補助事業の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項

1 社会福祉法人の運営の適正化

- ・ 社会福祉法人は、社会福祉法のほか、法人審査基準、法人定款準則、法人会計基準等に基づき、適正な運営を行うことが必要
- ・ 社会福祉法人に対する指導監督等



- 調査した14道府県の142法人のうち、組織運営が不適切なもの ……130法人
 - ・ 理事会に全く出席していない者を理事に選任している、理事会の議決事項であるにもかかわらず理事長が専決しているものなど ……103法人
 - ・ 法人の行う事業は定款をもって定め、定款に定めた事業については実施が義務付けられているが、定款に記載されていない事業を実施している、記載されている事業を行っていないものなど ……21法人
 - ・ 法人会計基準に基づいた経理規程が策定されていない、随意契約に付すことができる場合の基準に反して随意契約を行っているものなど ……94法人
- 法人審査基準においては公認会計士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当と明記されているが、外部監査を活用していない法人は、142法人中137法人
- 所轄庁の法人監査において、不適切事例に対する指導・処分が厳正に行われていない。
- ・ i)所轄庁の法人監査担当職員が、法人審査基準、法人定款準則等の法令等に不知であったこと、ii)所轄庁が法人監査のために作成した監査調書又は法人に作成させた調書等の記載事項に不備があり、不適切事例を確認できるものとはなっていないことから、法人監査時に不適切事例を把握できなかったもの ……24法人
 - ・ 法人監査担当職員が法人監査において把握した不適切事例とこれに対する指導・処分の内容との照合や指導・処分が適切に行われているかについての所轄庁の審査が励行されていないことから、不適切事例について、法人監査時に把握されていながら、特段の理由もなく指導・処分が行われていないもの ……22法人
 - ・ 当省の調査以前に行った法人監査の結果に基づき、指導・処分を行っているものの、その後の法人監査時に改善状況の確認を行っていないため、当省の調査時まで指摘事項の改善が図られていないもの ……7法人
 - ・ 当省の調査以前に行った法人監査の結果に基づき、指導・処分を行い、その後の法人監査においても、同じ不適切事項について口頭又は文書による指導を繰返しているものの、処分を厳正に行っていないため、当省の調査時まで指摘事項の改善が図られていないもの ……13法人

< 勧告要旨 >

都道府県、指定都市及び中核市に対し、以下の事項について、技術的助言を行うこと。

- 1) 今回の調査の結果、組織運営に不適切な事項がみられた法人に対し、早急に改善を図るよう指導すること。
- 2) 法人に対し、組織運営に当たっては、法人審査基準、法人定款準則、法人会計基準又は入札契約等の取扱いに係る通知にのっとり、厳正に行うよう指導すること。

また、法人監査に当たっては、法人に対する指導・処分を厳正に行うこと。指導・処分に従わない法人に対しては、業務停止命令、解散命令等を行うこと。

2 社会福祉施設・設備の整備に係る補助事業の適正化

- ・ 社会福祉施設・設備の整備に要する費用の一部を補助
国2分の1、都道府県4分の1
平成13年度国庫補助金額:約1,365億円

- ・ 補助金は公正かつ効率的に使用されることが必要。補助金の交付目的に反した使用等は禁止
(補助金等適正化法)
- ・ 社会福祉法人は、国庫補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることは禁止
(厚生労働省通達)

調査した11道府県の57法人の中には、補助事業の採択に当たり、施設の利用見込みについて厳正な審査が行われていないこと等から、補助事業で整備した施設・設備が未利用、利用低調となっている例あり

- ……………6法人
- ・ 老人居宅介護事業のヘルパーステーションとして整備したスペース等が未利用
- ・ ショートステイ送迎用のバスの利用は、4年間で9回
施設整備後の補助金監査が的確に行われていないこと等から、補助事業で整備した施設の一部を、補助金の交付目的以外に使用しているなどの例あり

……………2法人
補助事業における契約に関する法人監査が的確に行われていないこと等から、補助事業により整備した施設・設備の工事請負業者等から寄付金を受け入れている例あり

……………3法人

< 勧告要旨 >

都道府県、指定都市及び中核市に対し、以下の事項について、技術的助言を行うこと。

- 1) 補助事業の採択に当たり、施設・設備の利用見込みを的確に把握し、利用が十分に見込まれるものを採択するよう厳正な審査を行うこと。また、補助金で整備した施設の交付目的に沿った使用を確保するため、補助金監査を的確に実施すること。
- 2) 補助事業に係る契約の相手方等から法人への寄付金等の資金提供を防止するため、法人監査を的確に実施すること。